

もう一つの焦点―福島の被災者への二重課税

被災地と避難先の双方で固定資産税

伊藤 久雄 (NPO法人まちポット理事)

福島県の避難指示区域の被災者に対する固定資産税は、2011年度(平成23年度)から減免措置がとられてきた。しかし、避難指示が解除となった場合、3年程度の経過措置があるものの、以降は通常の課税に戻る。被災者の負担、とりわけ避難先に土地、建物を求めた人々の負担(特に宅地に対する固定資産税)はどうなるのか。国や福島県が進める過酷な帰還政策の現状に関する一考である。

避難指示解除と居住状況

原発災害による避難地域の避難指示解除の時期と居住状況は表のとおりである(2022年1月14日、災害対策本部員会議資料:復興・再生のあゆみ第6版)。

双葉町はいまだに帰還住民は0(ゼロ)のままであり、今年6月頃の帰還を目指している。帰還は、「特定復興再生拠点区域」という「将来にわたって居住を制限するとさ

避難地域 12 市町村の居住状況 (令和3年11月)

解除時期	区分	市町村	居住率 (%)
—	—	広野町	90.2
平成26年	全域解除	田村市(都路地区)	84.9
平成27年	全域解除	楡葉町	61.7
平成28年	一部解除	葛尾村	33.3
	全域解除	川内村	82.3
	一部解除	南相馬市(小高区等)	58.1
平成29年	全域解除	川俣町(山木屋地区)	48.2
	一部解除	浪江町	10.8
	一部解除	飯舘村	29.4
	一部解除	富岡町	14.8
平成31年	一部解除	大熊町	3.5
令和2年	一部解除	双葉町	—

※双葉町は令和4年春頃の住民帰還を目指しています。

※居住率は市町村のHP等の数値を基に計算しています。

特定復興再生拠点区域 区域面積 解除の目標
(復興・再生のあゆみ第6版)

自治体	区域面積	解除の目標
双葉町	約555ha	令和4年春頃
大熊町	約860ha	令和4年春頃
浪江町	約661ha	令和5年3月
富岡町	約390ha	令和5年春頃
飯館村	約186ha	令和5年春頃
葛尾村	約95ha	令和4年春

れてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする区域」に、双葉町の一部も指定されている。

特定復興再生拠点区域の面積、解除の目標は左表のとおりである。特定復興再生拠点区域の面積の大きい双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域は、JR常磐線双葉駅、浪江駅、大野駅、夜ノ森駅周辺にあって、被災前は当該町の中心市街地のあったところである。国や県等の思惑通り帰還が進めば、今後の復興に光が差し込むことになるが、現実はいきわめて厳しいとみられている。なぜだろうか。

進まない帰還

なぜ帰還が進まないのか。その要因を浪江町と大熊町を例にみてみたい。

【浪江町】

復興庁は1月21日、帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除された浪江町の住民意向調査の結果を発表した。「既に町に戻っている」の割合は前年より1・5ポイント増の9・6%。「戻らないと決めている」が52・4%（前年比2・1ポイント減）に下がり、「まだ判断がつかない」が24・9%（同0・4ポイント減）とほぼ横ばいだった。（記述の「居住状況」と「既に町に戻っている」の割合が異なるのは、「居住状況」には元の住民以外の移住者がふくまれるためと思われる）。

帰還を考えている人に判断に必要な条件を尋ねると「医療・介護など（の提供体制）」「商業、サービス業などの施設」が整うことを挙げる傾向が目立った。「まだ判断がつかない」と答えた人に理由を聞いたところ「医療環境に不安があるため」が約6割を占めた。（以上、福島民友新聞）

【大熊町】

大熊町の住民意向調査は昨年11月1日～11月15日に行わ

れたが、現時点（2022年2月16日）ではまだ公表されていない。そこで本稿では2020年9月～10月に実施され、翌年に公表された速報版を利用する。

まず大熊町への帰町意向では、「戻らないと決めている」59・5%（前年度59・9%）、「まだ判断がつかない」26・2%、「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」9・6%、「すでに大熊町で生活している」2・5%となっている。「戻らないと決めている」が最も多い年代は29歳以下で、実に69・7%に上る。また意外なことに、60～69歳が62・7%、70歳以上が61・2%と全体平均より高くなっている。

大熊町に戻らないと決めている理由については、重要な課題なので少し詳しく見てみたいと思う。回答数の多い順から10位までは以下のとおり（回答は複数回答可）

- すでに生活基盤ができている 59・1%
- 医療環境に不安がある 43・5%
- 避難先の方が生活利便性が高い 42・0%
- 生活に必要な商業施設などが不足している 39・0%
- 家が汚損・劣化し、住める状況ではない 30・5%
- 原子力発電所の安全性に不安がある 27・1%
- 放射線量が低下せず不安 26・3%

- 水道水などの生活用水の安全性に不安 26・1%
- 中間貯蔵施設が整備されるから 24・3%
- 高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安 23・1%

以上のように、高順位の上から四つは避難先が生活の基盤や生活利便性が高いことをしめしている。さらに重要だと筆者が考えるのは原発の安全性や放射線量の高さへの不安である。それは原子力発電所の廃炉作業が行われていることが22・9%と、順位11番目の回答があることから明らかである。

【回答率が50%に満たないこと】

もう一つ、住民意向調査が始まった当初から気になっていることがある。それは回答率の低さである。先にみた浪江町、大熊町の回答率は50%を割っている。回答しないのか、回答できないのか、それは分からないが、約半数の世帯の回答がないことは、帰還する意向のない人々が多いからではないかと推測される。かりにそうだとすれば「戻らないと決めている」がさらに増加することになる。

固定資産課税はどうなっているか

ここで、全町避難自治体の中で避難解除が早く、最も帰

還者の多い檜葉町と、一部避難指示が解除されている富岡町、大熊町の固定資産税の現状を当該町のホームページからみてみたい。

○ 檜葉町

〈東日本大震災による被災住宅用地の特例〉

震災により滅失・損壊（半壊以上（り災証明）で「環境省での取り壊しがあったもの等」）した住宅の敷地については、避難指示解除後は令和3年度分まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地に対する課税標準の特例が適用される。

小規模住宅用地200㎡の課税標準額については、価格の6分の1とする。200㎡を超える部分の課税標準額については、価格の3分の1とする。

〈東日本大震災による被災代替住宅用地の特例〉

震災により被災住宅用地の所有者等及び帰還困難区域・居住制限区域内に、固定資産を所有していた住宅用地の代替土地を、令和3年3月31日までの間に取得した場合、当該代替土地のうち、被災住宅用地相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地に対する課税標準の特例が適用される。

○ 富岡町

〈固定資産税の減免〉

〈今後の町税の取り扱いについて〉

(令和3年度大熊町町政懇談会配布資料)

中屋敷・大川原地区

(平成31年・2019年4月避難指示解除)

※令和2年度から算定再開し、令和4年度まで負担0%

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0%	50%	50%	50%	100%

特定復興再生拠点
(令和4年春に解除予定)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	0%	0%	0%	50%

- ・ 避難指示解除区域は、令和3年度より通常課税となる。
- ・ 帰還困難区域は、法令により全額課税免除が継続される。

○ 大熊町

この3町は、それぞれ課税方針に違いがある。最も経過措置が長いと思われる大熊町でさえ、帰還開始後3年間は免除、4年～6年は50%、7年目から通常課税となる。富岡町は2021年度(令和3年度)から通常課税となっている。

課税負担に耐えられるか

問題は、被災地に土地を残している人たち、とりわけすでに避難指示が解除され、あるいは近い将来に解除される人たちには、被災地の土地に固定資産税が通常通り課税されるとともに、避難先の土地および建物に固定資産税が課税されていることである。

大熊町の「大熊町内に保有する家屋・土地の利用意向」をみると以下のようなになる。

- ・世帯で保有している家屋・土地はない 24・9%
- ・建物・宅地除染後、自ら使いたい・家屋を解体して建替えたい（合計） 7・1%
- ・除染後、売却や賃貸を考えている 17・9%
- ・家屋を解体して更地になりたい 16・7%
- ・家屋・宅地の除染後に判断したい 6・7%
- ・全て中間貯蔵施設予定地内に保有 8・7%

避難指示解除後に積極的に使用、建替え希望している町民は7%に過ぎない。売却や賃貸を考えている人が最も多いが、果たして原発被災地の土地を購入したり、賃貸する人はいるだろうか。課題は、このような売却・賃貸を希望する人、更地にすることを考えている人、除染後に判断し

たい人たちに、大熊町と避難先双方の固定資産税を支払える人はどれだけいるだろうかということである。支払うことができなければ、滞納ということになる。もちろんこの課題は大熊町に限らない。すでに避難指示が解除された町では滞納者が出ていると聞く。

地方税法48条は「個人の道府県税に係る徴収および滞納処分の特例」が定められているが、この条文の解釈として「無益な差押えの禁止」があるとされている。この解釈が適用されなければ、国が買い上げるしか手段はないと筆者は考える。筆者は税法にはまったく疎いのでこれ以上の展開はできないが、ぜひ本紙読者の皆さんに考えていただきたい課題である。

参考資料

大熊町住民意向調査調査結果（速報版）

檜葉町 固定資産税の特例

<https://www.town.naraha.lg.jp/life/cat309/cat323/005408.html>

富岡町 令和3年度町税等について

<https://www.tomioka-town.jp/chonai/zeikin/kozin/1250.html>

大熊町 2021年度の固定資産税について

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/zeimu/17280.html>

超過差押え及び無益な差押えの禁止（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/chosyu/05/01/01/048/01.htm>